

## あいちエコモビリティライフ推進協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、あいちエコモビリティライフ推進協議会という。

### (目的)

第2条 本会は、環境にやさしく、安全で健康的な生活や活力のある地域づくりを実現するため、行政・事業者・各種団体・NPOなど幅広い主体の連携・協働のもとに、自動車と公共交通、自転車、徒歩等をかきこく使い分けるライフスタイルである「エコモビリティライフ」の普及・定着を目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) エコモビリティライフの普及啓発
- (2) エコモビリティライフの推進に関する働きかけ
- (3) エコモビリティライフの推進に関する支援・協力
- (4) その他エコモビリティライフの推進に必要な事業

### (組織)

第4条 本会は、エコモビリティライフの推進に賛同・協力する行政・事業者・各種団体・NPOなどをもって組織する。

- 2 本会に、事業活動の充実を図るため、国の地方機関によるオブザーバー及び学識経験者等によるアドバイザーを置く。
- 3 本会は、エコモビリティライフの活動を実践する個人・グループを推進サポーターと位置づけ、相互に連携して事業を推進する。

### (役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- 2 会長は、愛知県知事をもって充てる。
- 3 副会長は、愛知県商工会議所連合会会長及び一般社団法人中部経済連合会会長をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指定した順位によりその職務を代理する。

(総会)

第7条 本会の総会は、会長が招集し、これを主宰する。

- 2 総会の議事については、出席者の過半数により決するものとする。
- 3 総会の議事については、必要に応じて書面による決議とすることができる。  
この場合においては、前項の規定を準用する。但し「出席者」は「構成員」に読み替えるものとする。

(企画運営会議)

第8条 本会に、重要事項や活動方針・事業計画などを検討、決定するため、企画運営会議を置く。

- 2 企画運営会議において決定された事項については、その結果をもって本会における決議事項とする。
- 3 企画運営会議は、本会の構成員のうち、別に定める者でもって構成する。
- 4 企画運営会議の議長は、愛知県振興部長をもって充てる。
- 5 企画運営会議は、当該会議の議長が招集し、これを主宰する。
- 6 議長に事故あるときは、事務局長がその職務を代理する。
- 7 企画運営会議の議事については、出席者の過半数により決するものとする。
- 8 企画運営会議は、必要に応じて、ワーキンググループを設置して検討することができる。
- 9 企画運営会議は、重要事項の検討や活動方針・事業計画の策定などに当たり、必要に応じ、オブザーバーやアドバイザーの意見を聴取する。

(事務局)

第9条 本会の事務局は愛知県振興部交通対策課に置く。

- 2 事務局長は、愛知県振興部交通対策課長をもって充てる。
- 3 事務局次長には、事務局長が指名するものをもって充てる。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会

長が別に定める。

附 則

この規約は、平成20年7月7日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。